

重点的取組⑩ 社会的養護を必要とする子供への取組

虐待など様々な理由から親と暮らすことのできない子供達が、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを受け、健やかに育ち自立できるよう、養育家庭等やグループホームでの家庭的養護を推進するとともに、児童養護施設の機能を強化します。

家庭的養護の推進

- 養育家庭委託を進めるために、児童相談所による定期的な訪問をはじめ、家庭のニーズに応じたきめ細かな支援を、民間団体等と連携を図りながら実施
- 乳児委託を希望する養育家庭向けの研修を実施するとともに、乳児院入所児童について、早期からの養育家庭委託を積極的に推進
- グループホームを3か所以上設置する児童養護施設について、助言指導等を行う支援員を配置し、安定的運営を支援するなど、引き続き設置を促進

施設機能の強化

- 虐待を受けた子供等に対するケアを充実するため、専門的・個別的ケアを行う「専門機能強化型児童養護施設」を拡充
- 多様なケアニーズへの対応力を強化するため、児童養護施設等の職員の研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設が実施する人材育成を支援
- 虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供のケアを行う「新たな治療的ケア施設」について検討

社会的養護の整備目標

	平成 21 年度	平成 26 年度
入所等児童数	3,933 人	4,021 人
受入枠	4,111 人	4,150 人
家庭的養護	1,076 人(27%)	1,410 人(35%)
養育家庭及びファミリーホーム	388 人	470 人
グループホーム	688 人	940 人
小規模グループケア実施	70%	100%
基幹的職員配置	78%	100%

※平成21年度の入所等児童数及び家庭的養護数は平成22年2月1日現在（養育家庭委託児童は平成21年12月末現在）

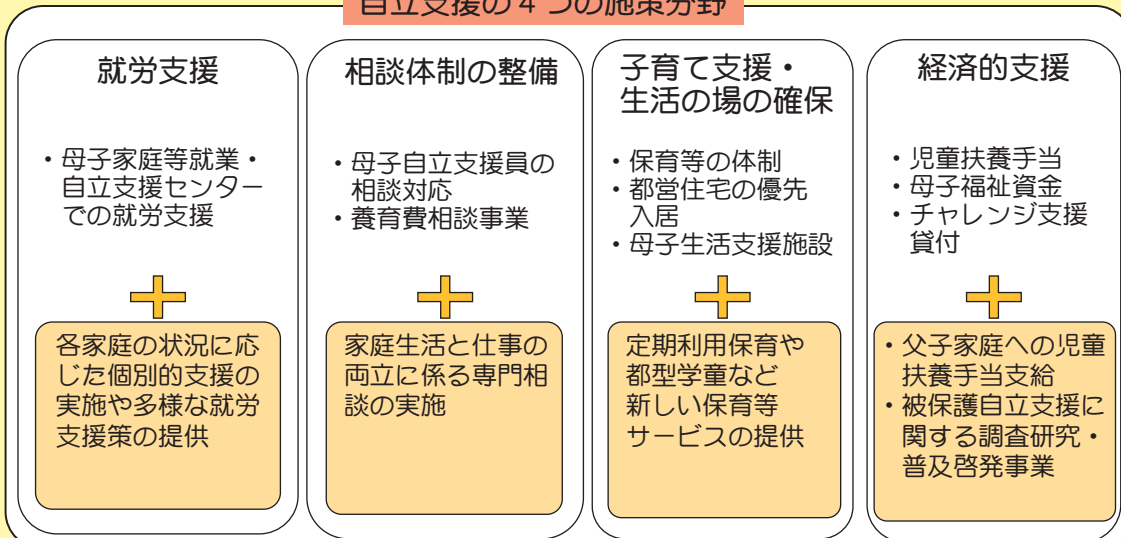
重点的取組⑪ ひとり親家庭の自立支援の推進

「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」に基づき、関係機関との連携により、各家庭の自立への課題解決に向けて、適切な支援につなげます。

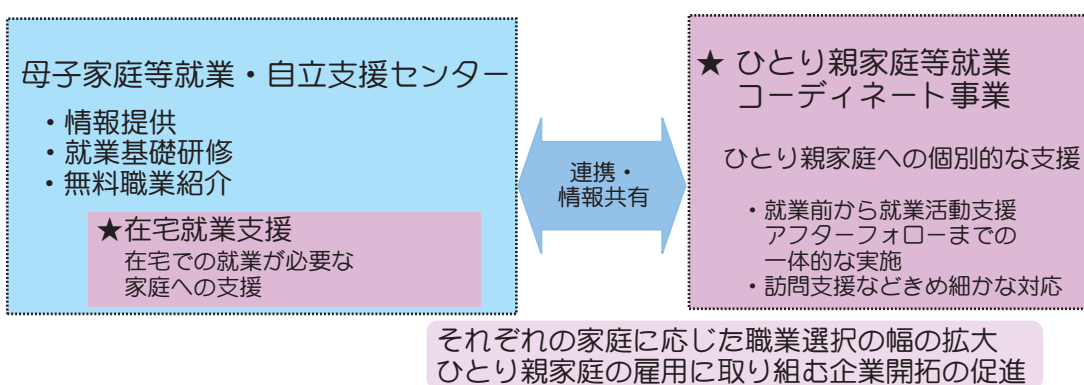
自立支援に向けた4つの視点

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 各家庭の状況に応じた自立目標に向けての支援 | 2 母子家庭・父子家庭双方への支援 |
| 3 子供の健全育成と将来の自立に向けた支援 | 4 地域の関係機関の連携強化 |

自立支援の4つの施策分野



就労支援の今後の取組



目標4 「特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する環境づくり」の事業一覧

(1) 児童虐待防止対策の推進

①家庭支援機能等の強化

再掲	要支援家庭の早期発見に向けた取組	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
*NO. 9 参照			
再掲	子供家庭支援センター事業<包括補助>	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
*NO. 1 参照			

②地域の見守り体制の強化

135	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局	
<p>児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護、保護者の支援・指導、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していきます。</p>			
136	家庭復帰支援の充実	福祉保健局	
<p>区市町村における施設退所後の児童に対するアフターケア機能を強化することにより、家庭復帰支援体制を充実させます。</p>			
137	子供の権利擁護体制の強化	福祉保健局	
<p>様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の充実などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化します。</p>			
再掲	先駆型子供家庭支援センター事業<包括補助>	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
*NO. 2 参照			
再掲	子ども家庭総合センター（仮称）の整備	福祉保健局	
*NO. 4 参照			

(2) 社会的養護を必要とする子供への取組

①家庭的養護の推進

138	養育家庭等の拡充	福祉保健局
<p>○ 養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発や養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を推進します。</p> <p>○ 養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。</p> <p style="margin-left: 20px;">■21年度 家庭的養護が社会的養護の27%</p> <p style="margin-left: 20px;">養育家庭(里親・ファミリーホーム含む)委託児童数 388人(21年12月末)</p> <p style="margin-left: 20px;">■事業目標 26年度末までに家庭的養護(養育家庭及びファミリーホーム、グループホーム)を社会的養護の35%にする。</p>		

139	養護児童グループホームの設置促進	福祉保健局
<p>○ 児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。</p> <p>○ 3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。</p> <p>■21年度 家庭的養護が社会的養護の27% 114ホーム 688人（22年2月1日現在）</p> <p>■事業目標 26年度末までに家庭的養護（養育家庭及びファミリーホーム、グループホーム）を社会的養護の35%にする。</p>		

②施設機能の強化

140	児童福祉施設の整備	福祉保健局
<p>児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。</p>		
141	専門的、治療的ケア体制の充実	福祉保健局
<p>○ 虐待等により問題を抱える子供達へのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。</p> <p>○ 虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の治療的養育・ケアを行う新たな治療的ケア施設について、検討を行います。</p>		
142	児童養護施設等の人材育成	福祉保健局
<p>多様化するケアニーズへの対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルを構築し、施設等が実施する人材育成のレベルアップを支援します。</p>		
143	養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局
<p>○ 自立するための援助が必要な施設退所者等に対し、相談・指導等を行う自立援助ホームを充実します。</p> <p>○ 再度の高校進学等、再出発の支援が必要な児童に対して、再チャレンジホームにおいて、生活指導・就学指導等を行います。</p> <p>○ 施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集える場（ふらっとホーム）を提供します。</p>		
144	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局
<p>児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。</p>		
145	フレンドホーム事業	福祉保健局
<p>児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。</p>		

146	自立生活スタート支援事業	福祉保健局
<p>児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行います。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、3年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。</p>		

③被措置児童の権利擁護

147	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局
<p>「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。</p>		

(3) ひとり親家庭の自立支援

①ひとり親家庭の就業・自立支援

148	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	福祉保健局
<p>ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターが、無料職業紹介所の許可を取得して就職情報の提供等を行うほか、ひとり親家庭の自立促進講習会や相談指導者研修会を実施します。</p>		
149	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村での実施を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 20年度末 61区市町村 ■ 事業目標（26年度） 都内全域での実施 		
150	母子家庭高等技能訓練促進費等事業 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村での実施を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 21年度末 56区市町村 ■ 事業目標（26年度） 都内全域での実施 		
151	母子自立支援プログラム策定事業【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するために、福祉事務所に自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定員を配置し、母子自立支援員との連携のもとにプログラムを策定の上、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークなどとも密接に連携して、就業に結びつく支援をモデル実施します。</p>		
152	ひとり親家庭等就業コーディネート事業	福祉保健局
<p>ひとり親家庭に対して、就職準備から就業後のアフターケアまで、個別的な支援を行います。（平成23年度まで）</p>		

153	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	福祉保健局
ひとり親家庭等に対して、在宅就業を行うための研修や相談支援を行うほか、在宅就業を行う企業の開拓などを行います。（平成23年度まで）		
再掲	チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
*NO.130参照		
154	東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど就職活動を支援します。		
155	公共職業訓練の実施	産業労働局
職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。		

②相談体制の整備

156	配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化スポーツ局
配偶者暴力に関する総合相談、配偶者暴力被害者の心理的サポートと自立支援情報の提供を行なう講座、配偶者暴力のある家庭の子供の心の傷の回復を支援する講座等を実施します。		
157	母子自立支援員の資質の向上（母子自立支援員研修）	福祉保健局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図ります。		
158	ひとり親家庭等電話相談事業	福祉保健局
仕事や家事のために平日の相談が困難なひとり親家庭からの相談に対応するため、日曜日、祝日の電話相談を実施します。		
159	養育費相談事業	福祉保健局
ひとり親家庭の養育費にかかる相談について、電話相談、専門相談により対応します。		
160	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立支援相談事業	福祉保健局
ひとり親家庭の仕事と家庭の両立を図ることを目的とした広域的な専門相談を行います。（平成23年度まで 在宅就業支援事業の一部）		

③子育て支援・生活の場の整備

161	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	【実施主体：市町村】 福祉保健局
家事や育児等の日常生活を営むのに著しく支障をきたしているひとり親家庭に対し、一定の期間、家事や育児などを行うホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。		

162	母子生活支援施設的环境改善等	福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。		
163	婦人相談所・婦人保護施設的环境改善等	福祉保健局
老朽化した施設について、利用者の安全・安心の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。		
164	母子緊急一時保護事業 <包括補助>	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施します。		
165	都営住宅の優先入居	都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を引続き提供します。		

④経済的支援

166	児童扶養手当・児童育成手当・母子福祉資金貸付	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ○ 母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類 		
167	ひとり親家庭等医療費助成	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。		
再掲	チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局
*NO. 130参照		

(4) 障害児施策の充実

①福祉・保健・医療の連携による支援

168	ショートステイ事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要なときに、障害児（者）が短期間、施設に入所して必要な支援を受けるものです。		
169	児童デイサービス事業	【実施主体：区市町村】 福祉保健局
障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、指導及び訓練を行います。		

170	発達障害児等への支援の充実	福祉保健局
<p>○ 発達障害者支援体制整備推進事業 これまでの区市町村におけるモデル事業の成果の普及を図るとともに、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児（者）の福祉の増進を図ります。</p> <p>○ 発達障害者支援センターの運営 発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。</p>		
171	障害児等療育支援事業	福祉保健局
<p>在宅心身障害児（者）の地域生活を支援するため、以下の事業を行います。</p> <p>① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児（者）に対する各種相談・指導を行います。</p> <p>② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児（者）に対し、各種相談・指導を行います。</p> <p>③ 施設支援一般指導事業 心身障害児通園事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行います。</p>		
172	重症心身障害児（者）への支援の充実	福祉保健局
<p>在宅の重症心身障害児（者）と家族のため、以下の支援策を実施します。</p> <p>① 重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問事業） 訪問看護及び訪問健診に加えて、NICU等に入院している重症心身障害児が円滑に在宅生活に移行できるよう早期支援を行います。また、研修の実施等による訪問看護ステーションの拡充、関係機関との連携会議の開催等により在宅療育を支援します。</p> <p>② 短期入所事業及び通所事業における超重症児・準超重症児受入促進員の配置 濃厚な医療ケアを必要とする超重症児等の受入を促進するため、施設に対し、受入促進員の配置に必要な支援を行います。</p>		

②特別支援教育の展開

173	知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置	教育庁
<p>知的障害が軽い生徒を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とした特別支援学校高等部を設置します。</p>		
174	特別支援学校における就労支援	教育庁
<p>障害のある児童・生徒が活動する喜びや働く喜びなどが体験できるよう、小・中学部段階からのキャリア教育を充実するとともに、新たに構築した就労支援のしくみを活用して、企業就労を促進します。</p>		
175	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁
<p>教員の業務、指導体制を見直し、役割を明確にするとともに、児童・生徒の介護等に関わる業務に外部の専門家を活用し、教員と外部人材がチームで対応する都独自の指導体制を構築します。</p>		

176	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁
<p>各特別支援学校は、それぞれの専門性を生かした幼稚園、小・中学校等への支援や幼稚園、小・中学校等の特別支援教育に関する相談・情報提供等を実施し、地域におけるセンター的機能を発揮します。</p>		
177	都立高等学校等における特別支援教育の充実	教育庁
<p>都立高等学校等において、校内の特別支援教育に関する委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名します。また、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を派遣します。</p>		
178	副籍制度の充実	教育庁
<p>区市町村に導入した副籍制度について、その制度の意義の理解と定着を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進めます。</p>		
179	教育開発委員会（特別支援学級）	教育庁
<p>学習指導要領は、基礎的な内容の確実な習得を図り、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」を育成することを基本的なねらいとしています。そのねらいを実現するため、現在の学校教育の課題となっている個に応じた指導と評価の在り方に焦点をあて、研究開発します。</p>		
180	特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解・教育の充実、発達障害等の理解と支援の充実	教育庁
<p>特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育を一層充実するため、特別支援学校が教員の専門性や施設・設備を生かした地域支援の特別支援教育のセンターとしての役割が果たせるシステムを構築するとともに、交流及び共同学習の推進を図ります。また、発達障害等についても、講習会の開催や指導資料作成等により、教職員の理解を深め、指導内容・方法の改善・充実を図ります。</p>		
181	民間活力との連携による就労支援	教育庁
<p>特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図ります。</p>		
182	教育課程改善委員会の設置	教育庁
<p>中高一貫型ろう学校、知的障害が軽い生徒のための特別支援学校など新たなタイプの学校の設置等に備えるため、個別の教育支援計画の作成・実施に向けた、専門的かつ弾力的な教育課程のあり方、指導計画の作成に関する研究を行います。</p>		

③私立学校への支援

183	私立特別支援学校等経常費補助	生活文化 スポーツ局
<p>私立特別支援学校等における障害児教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、経費の一部を補助します。</p>		
184	私立幼稚園特別支援教育事業費補助	生活文化 スポーツ局
<p>私立幼稚園における障害児教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、経費の一部を補助します。</p>		

コラム
⑫

ふらっとホーム

- 児童養護施設などの退所者は、18歳あるいはもっと若い年齢で自立を求められ、頼れる家族もなく、孤独感に悩むケースが少なくありません。
- 「日向ぼっこサロン」は、平成19年に、そのような当事者のグループ活動から生まれた、当事者のための居場所です。
- 都は、施設退所者の自立に向けた取組を促進するため、「日向ぼっこサロン」に対して平成20年7月から「ふらっとホーム」事業を委託し、相談や生活支援を行っています。
- サロンを利用したい人は開館時間内に、いつでも「ふらっと」訪れることができ、気軽に話をしたり、悩みを相談することができます。
- 施設や里親のもとで生活してきた人がハンディキャップを感じることをないように、勉強会の実施や当事者としての意見表明など、さまざまな活動を行っています。



▲サロンでの団らん風景

コラム
⑬

あなたもほっとファミリーになりませんか？

～一人でも多くの子供に家庭のぬくもりを～

- 都内には、親の病気や虐待など様々な事情により、親元で暮らせない子供が約3,900人います。そのような子供を、自らの家庭に迎え入れ育てているのが「里親」です。
- 「里親」の中でも、養子縁組を目的とせずに、一定の期間、子供を育てる家庭を、東京都では、養育家庭（ほっとファミリー）と呼び、一人でも多くの子供がほっとファミリーのもとで育つよう支援しています。
- この制度をより多くの方に知ってもらうため、10、11月の里親月間を中心に、ほっとファミリー体験発表会を開催しています。発表会では、里子を育てていく上での悩みや苦労のほか、子供が少しずつ家庭にとけこんでいく様子や、子育ての喜び・素晴らしさなどについて聞くことができます。

ほっとファミリーの声（平成20年度養育家庭体験発表集より）

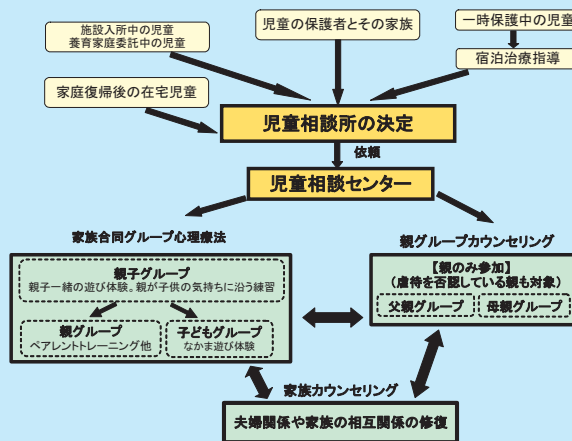
ほっとファミリーとして子どもを預かり、大人だけの生活から一変しました。バランスのとれた食生活をおくるようになり、忙しく仕事をしていると見落としがちな季節を遊びながら感じ、歳をとるのもその子の成長を感じる喜びにかわります。



コラム
⑭

児童相談センター・児童相談所における 家族支援事業

- 都の児童相談センター・児童相談所では、様々な保護者援助プログラムを展開して家族関係の修復や再構築、関係機関との関係の再構築につなげています。
- 児童相談センターでは、分離した子供の家庭復帰及び様々な要因で虐待の悪循環に陥った家族関係を再構築することを目的とした家族再統合援助事業を実施しています。
- 親が子育て技術を習得し、子供に対する認知のゆがみに気づき、修正し、子供の行動特徴を理解することで、親の虐待傾向の軽減と親子関係の改善を図ります。子供は自己表現力や社会的スキルの向上を通じ、人格の基礎である安心感、信頼感を育てます。
- その他の児童相談所においても、虐待のない親子関係を保護者自らが作るための個別トレーニングや、家族再統合のためのグループカウンセリングなど様々な援助を実施しています。また、地域の中で、的確な子育ての支援を受けられるよう、保護者と関係機関との関係構築にも積極的に取り組んでいます。



▲児童相談センターにおける家族再統合援助事業



